瀬戸内海の環境の保全に関する和歌山県計画 の 変更について

県計画の位置づけ 1

● 根拠法令

瀬戸内海環境保全特別措置法第4条

- 国の基本計画に基づき、知事が策定
- 和歌山県環境基本計画の個別計画の ひとつ
- 各個別計画の瀬戸内海における実施 計画に相当

定:S56年 7月

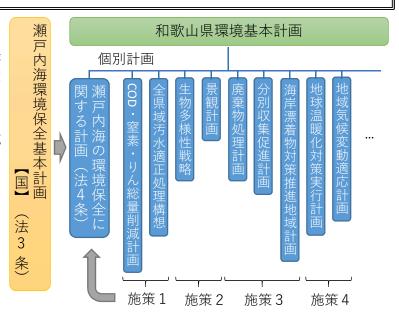
変更経緯: S62, H4, H9, H14, H20

H28年10月(直近)

計画期間:10年 対象区域:瀬戸内海

(日ノ御埼より北の

紀伊水道東部海域)

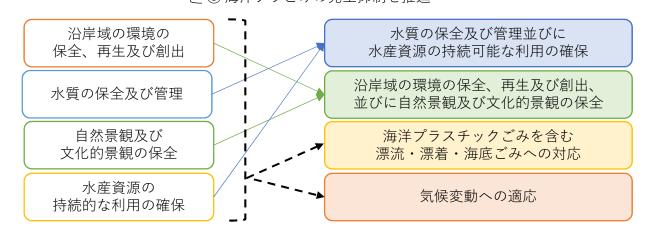


2 計画の変更(国の基本計画に準拠)

「瀬戸内海の水質改善」から、「地域の実情に応じた里海づくり」へ

国の基本計画の 変更のポイント (R3瀬戸法改正を反映)

- ① 栄養塩類管理への転換
- ②温室効果ガス吸収源でもある藻場の再生・創出を後押し
- ③ 海洋プラごみの発生抑制を推進



3 計画の点検

- 上記の構成に基づき設定した指標を用いて、取組の状況を把握する。
 - ・水質汚濁に係る環境基準達成状況
 - ・漁業生産量
- ほか6指標
- ・藻場・干潟等の面積
- · 自然公園利用者数
- ほか9指標
- ・漂流ごみ等の回収量
- ・わかやまごみゼロ活動の認定団体数
- ・水温 (表層及び底層)
- ・河川流量(豊水時及び平水時)